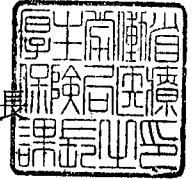
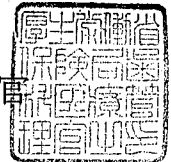


地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成24年9月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

### 記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D004-2(1)中「算定できる。」の下に「また、Scorpion-ARMS法を応用したリアルタイムPCR法を用いてEGFR遺伝子検査を実施した場合は、「2」の抗悪性腫瘍剤感受性検査の所定点数を算定する。」を加える。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D011中(8)を(9)とし、(4)から(8)までを(5)から(9)までとし、(3)の次に次のように加える。
  - (4) 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)
    - ア 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)又は血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)はヘパリン起因性血小板減少症の診断を目的として行った場合に算定する。
    - イ 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA抗体)又は血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG抗体)を行った場合には、区分番号「D006」出血・凝固検査の「20」血小板第4因子(PF4)及び「D011」免疫血液学的検査の「6」血小板関連IgG(PA-IgG)の

所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、区分番号「D011」免疫血液学的検査に係る判断料のみを算定する。

ウ 一連の検査で、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体（IgG、IgM及びIgA抗体）及び血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体（IgG抗体）を測定した場合は、一方の点数のみを算定する。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D023（1）イ中「又はSDA法」を「、SDA法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法」に、（2）イ中「又はSDA法」を「、SDA法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法」に、「SDA法又は」を「SDA法、」にそれぞれ改め、「組み合わせた方法」の下に「又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法」を加える。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査</p> <p>D004-2 悪性腫瘍組織検査</p> <p>(1)「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、膵癌におけるK-ras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査、家族性非ポリポージス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、Scorpion-ARMS法を応用したリアルタイムPCR法を用いてEGFR遺伝子検査を実施した場合は、「2」の抗悪性腫瘍剤感受性検査の所定点数を算定する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>D011 免疫血液学的検査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM及びIgA抗体)、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体)</p> <p>ア 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM及びIgA抗体) 又は血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG抗体) はヘパリン起因性血小板減少症の診断を目的として行った場</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査</p> <p>D004-2 悪性腫瘍組織検査</p> <p>(1)「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、肺癌及び大腸癌におけるEGFR遺伝子検査又はK-ras遺伝子検査、膵癌におけるK-ras遺伝子検査、悪性骨軟部組織腫瘍におけるEWS-Fli1遺伝子検査、TLS-CHOP遺伝子検査又はSYT-SSX遺伝子検査、消化管間葉系腫瘍におけるc-kit遺伝子検査、家族性非ポリポージス大腸癌におけるマイクロサテライト不安定性検査又は悪性黒色腫センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>D011 免疫血液学的検査</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

合に算定する。

イ 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (I g G、I g M及びI g A抗体) 又は血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (I g G抗体) を行った場合には、区分番号「D006」出血・凝固検査の「20」血小板第4因子 (P F<sub>4</sub>) 及び「D011」免疫血液学的検査の「6」血小板関連I g G (P A-I g G) の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、区分番号「D011」免疫血液学的検査に係る判断料のみを算定する。

ウ 一連の検査で、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (I g G、I g M及びI g A抗体) 及び血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (I g G抗体) を測定した場合は、一方の点数のみを算定する。

(5) ~ (9) (略)

#### D023 微生物核酸同定・定量検査

(1) クラミジア・トラコマチス核酸検出

ア (略)

イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、核酸ハイブリダイゼーション法、ハイブリッドキャプチャー法、SDA法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。

(2) 淋菌核酸検出

ア (略)

イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法においては咽頭からの検体も算定できる。

(4) ~ (8) (略)

#### D023 微生物核酸同定・定量検査

(1) クラミジア・トラコマチス核酸検出

ア (略)

イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、核酸ハイブリダイゼーション法、ハイブリッドキャプチャー法又はSDA法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。

(2) 淋菌核酸検出

ア (略)

イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法又はSDA法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法又はPCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法においては咽頭からの検体も算定できる。